

平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号
ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役 北本幸寛
(証券コード: 6819)

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成27年6月19日（金曜日）の午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月22日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山 「パインコート」の間
(会場が前回と異なっておりますので、後記の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第40期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.social-eco.jp/>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

第 40 期 (平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、株高・円安傾向が継続する中雇用状況の改善も見られ、緩やかな景気回復が続きましたが、平成26年4月に消費税が増税されたことによる個人消費の低迷などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社は平成26年11月29日に臨時株主総会を開催し、経営陣の刷新を実現いたしました。経営体制並びにコンプライアンス強化を図りつつ、レジャー事業におきましては長きにわたって愛される施設作りを目指すべく施設の充実、ご来園者様の満足感を高める諸策を次々に打ち出しております。エンターテインメント事業におきましても継続してCM制作受注に努め、レジャー事業とシナジー効果のある新規事業開発（キャラクタービジネス）をしております。投資事業においても引き続き過去に投資した債権の回収を図っております。リスクマネジメントの観点から事業ポートフォリオの再構築についても適宜検討しております。

なお、当連結会計年度は、過去から継続している訴訟案件の費用、前経営陣による株主総会の議決権収集にかかる費用などの合計が97百万円となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高25億35百万円（前期比18.4%増）、営業利益51百万円（前期比109.2%増）、経常利益77百万円（前期比20.7%増）、当期純利益39百万円（前期比57.3%減）となりました。

次に事業別の売上状況を以下のとおりご報告申し上げます。

事業別売上実績

事業別	当連結会計年度 (26.4.1～27.3.31)		前連結会計年度 (25.4.1～26.3.31)		前 期 比 率 増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
レジャー事業	2,414	95.2	2,013	94.0	19.9
エンターテインメント事業	121	4.8	127	6.0	△5.2
投資事業	—	—	—	—	—
その他	0	0.0	0	0.0	△88.6
合 計	2,535	100.0	2,141	100.0	18.4

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

以下の事業別状況を個別にご説明申し上げます。

<レジャー事業>

レジャー事業では、伊豆シャボテン公園グループの「伊豆半島最大のテーマパークづくり」や「年間入園者数200万人」を目標に、以下の売上向上施策を行いました。

伊豆シャボテン公園では、「カピバラの露天風呂」をリニューアルし、「カピバラの変わり湯・グレープフルーツ湯」等のイベントを開催いたしました。伊豆ぐらんぱる公園では、新施設「ジップライン～風KAZE～」の導入を行い、「わんぱくライダーPark」を利用した「シリーズ2014わんぱくライダーズカップ」を開催いたしました。また、伊豆高原旅の駅ぐらんぱるぼーとでは、レストラン「さらださら」において、静岡県伊東市富戸小学校の生徒たちと共同開発した「富戸ロック」が伊東の食材を使った「第3回伊東温泉めっちゃ美味（うま）グランプリ」のグランプリに輝きました。

以上の結果、レジャー事業では、売上高24億14百万円（前期比19.9%増）、営業利益95百万円（前期比127.4%増）となりました。

<エンターテインメント事業>

エンターテインメント事業では、CM制作による売上や当社が保有するコンテンツの二次使用による著作権収入があった他、伊豆ぐらんぱる公園のオリジナル新キャラクター「ソテッチー」を企画開発しております。

以上の結果、エンターテインメント事業では、売上高1億21百万円（前期比5.2%減）、営業損失51百万円（前連結会計年度は営業損失9百万円）となりました。

<投資事業>

投資事業では、過去に投資した投資有価証券の売却や債権回収を図りましたが、新規投資による売上はありませんでした。

<その他>

その他事業では、売上高0百万円でした。

(2) 設備投資等の状況

総額1億56百万円の設備投資を行いました。これは主に建物及び構築物等のカピバラ露天風呂新施設、カピバラ虹の広場、ジップライン～風KAZE～への設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

平成26年5月30日に第三者割当による新株式を発行し、これにより1億8百万円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① グループ全体における課題

(ア) 事業ポートフォリオの最適化

当社グループは、レジャー事業、エンターテインメント事業及び投資事業を展開しております。それぞれの事業特性や事業リスクに鑑み、最適な事業ポートフォリオの構築をすることが、中長期的な視野にたった企業価値の最大化に繋がる課題であると考えております。

(イ) コンプライアンスの推進

当社グループは、ステークホルダーとの信頼関係を築いてまいりました。一度の法令違反により、これらの信頼関係を瓦解させ、ひいては企業経営に多大なダメージを与えることとなります。このため、当社は役職員に対し、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の確立を指導すると共に、適宜外部専門家との情報交換を行うことにより、法令・定款違反行為を未然に防止することが重要な課題であると考えております。

(ウ) 人材の確保

人事・賃金制度や研修等の見直しにより、優秀な人材の確保と従業員の成長を図り、今後の雇用環境の変化に対処すると共に、各事業の拡大に伴って、より複雑化・高度化する業務に適切に処理できる組織力を培うことが重要な課題であると考えております。

② レジャー事業における課題

(ア) 魅力的な運営施設への改善

伊豆シャボテン公園を代表する動物である「カピバラ」の新施設などの新規設備投資、また老朽化した設備の修繕などを行い、更なる運営施設の全般的な魅力向上に努めることが、集客力の強化の課題となっております。

(イ)インバウンド需要の取り込み

2014年の1年間に日本を訪れた外国人観光客様の人数は前年比29.4%増の1,341万人となっております。今後も増加が見込まれるインバウンド客に対して当社施設の存在や魅力を伝え、旺盛な需要を獲得することが、集客力の強化の課題となっております。

(ウ)イベントの拡充

当社グループの運営施設は様々なイベントを開催しておりますが、ご来園いただいたお客様の顧客満足度の向上を図るイベントだけでなく、そのイベントによって集客を図ることができる話題性のあるイベントなど魅力的なイベントを拡充することが、集客力の強化の課題となっております。

(エ)物販の拡充

魅力的なオリジナル商品の企画開発・販売を行い、各運営施設の売上向上やオリジナル商品の販売を通じての各運営施設の知名度向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(オ)接遇などサービスレベルの向上

各運営施設のスタッフによるきめ細やかなサービスの提供を通じて、顧客満足度の向上を図ることが、集客力の強化の課題となっております。

(カ)効果的な宣伝広告の実施

各運営施設は施設コンセプトが異なることから、広告媒体の選別を行い、夏休みや春休みなど繁忙期に向けてインパクトある効果的な宣伝広告を行うことが、集客力の強化の課題となっております。

③エンターテイメント事業における課題

昨今の厳しい映像業界を取り巻く環境のなか、良質なコンテンツ制作へのニーズはますます高まることが予想されます。このような状況下、良質・効果的なコンテンツの制作力の強化を図り、CM制作の受注増を目指すことが課題となっております。

④投資事業における課題

グループ全体における課題である事業ポートフォリオの最適化のために、短期的なキャピタルゲインのみを求めるのではなく、既存事業とシナジー効果を見込める企業への投資を行うことで、将来の主力事業への育成を図ることが重要な課題であると考えております。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第37期 (23.4.1～ 24.3.31)	第38期 (24.4.1～ 25.3.31)	第39期 (25.4.1～ 26.3.31)	第40期(当期) (26.4.1～ 27.3.31)
売 上	高(百万円)	2,100	2,060	2,141	2,535
経 常 利 益	(百万円)	8	36	64	77
当 期 純 利 益	(百万円)	48	157	93	39
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	2.25	7.32	3.65	1.42
総 資 産	(百万円)	1,140	1,070	1,177	1,283
純 資 産	(百万円)	129	298	653	802
1 株 当 たり 純 資 産	(円)	6.01	13.90	24.69	28.17

- (注) 1. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く）は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成23年7月1日付で1株につき10株の株式併合を行いました。第37期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

(i) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(ii) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社サボテンパークアンドリゾート	95百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社伊豆四季の花・海洋公園	51百万円	100.0%	テーマパーク等の運営
株式会社FLACOCO	10百万円	100.0%	テレビCMの企画・制作

(iii) 企業結合の経過

該当事項はありません。

(iv) 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社に記載の3社であります。
 当期の連結売上高は25億35百万円（前期比18.4%増）、連結当期純利益は39百万円（前期比57.3%減）であります。

(10) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
レジャー事業	テーマパーク等の運営等
エンターテインメント事業	版権の管理・キャラクタービジネス・テレビCMの企画・制作
投資事業	各事業とシナジー効果が見込める成長企業への投資・育成

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) 主要な営業所

- (i) 当 社 本 社 (東京都港区)
- (ii) 子会社 株式会社サボテンパークアンドリゾート (静岡県伊東市)
- (iii) 子会社 株式会社伊豆四季の花・海洋公園 (静岡県伊東市)
- (iv) 子会社 株式会社FLACOCO (東京都港区)

(13) 従業員の状況

(i) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
103名	13名増

(ii) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	3名減	41.4歳	4.2年

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,476,624株(自己株式19,913株を除く。)
- (3) 株主数 13,994名

(4) 大株主一覧 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本証券金融株式会社	3,284,300株	11.53%
東拓観光有限会社	2,725,000株	9.57%
ロイヤル観光有限会社	1,950,000株	6.85%
株式会社証券ジャパン	1,556,000株	5.46%
有限会社MBL	1,250,000株	4.39%
株式会社トーテム	1,250,000株	4.39%
株式会社BEC	1,250,000株	4.39%
大原なおみ	1,000,000株	3.51%
ニュース証券株式会社	784,100株	2.75%
株式会社大富	584,600株	2.05%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成27年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 本 幸 寛	(株)サボテンパークアンドリゾート取締役 (株)FLACOCO取締役
取 締 役	鈴 木 公 一	
取 締 役	金 良 姫	KYJ&CO.(株)代表取締役
取 締 役	布 村 洋 一	(有)プラスサム総合研究所代表社員 (株)クラスコンサルティング代表取締役
取 締 役	田 中 久 信	
取 締 役	齋 藤 正 和	齋藤正和法律事務所代表
監 査 役	大 月 将 幸	中央弁護士法人代表社員
監 査 役	大 箸 郁 夫	
監 査 役	戸 谷 勝 壽	

- (注) 1. 常勤監査役大月将幸氏は、公認会計士・弁護士の資格を有しており、財務、会計及び法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏及び齋藤正和氏は、社外取締役であります。
3. 監査役大箸郁夫及び戸谷勝壽の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役齋藤正和氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大箸郁夫氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役戸谷勝壽氏は、法曹界での長年の経験に基づき、豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています
7. 決算期後の取締役及び監査役の異動
該当事項はありません。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任時の会社における地位	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
橋本俊弘	平成26年6月26日	取締役	(株)浜屋 取締役統括本部本部長 (株)ユーズドネット 代表取締役社長 (株)都市鉱山国際循環機構 代表取締役副社長
武田剛	平成26年6月26日	取締役	明誠監査法人統括代表社員
小松裕介	平成26年6月26日	取締役	(株)サボテンパークアンドリゾート 代表取締役 (株)伊豆四季の花・海洋公園取締役
浅利睦男	平成26年6月26日	取締役	(株)サボテンパークアンドリゾート 代表取締役 (株)伊豆四季の花・海洋公園代表取締役
高木章	平成26年6月26日	取締役	(株)FLACOCO代表取締役
山田有宏	平成26年6月26日	取締役	
小嶋潤	平成26年6月26日	監査役	小嶋公認会計士事務所所長
小林一平	平成26年6月26日	監査役	(株)都市鉱山国際循環機構 代表取締役社長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役12名	14,340千円	(うち社外取締役7名)	2,900千円)
監査役5名	3,900千円	(うち社外監査役4名)	1,500千円)

(3) 社外役員に関する事項

(i) 取締役 金良姫

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

金良姫氏は、KYJ&CO. (株)代表取締役を兼任しており、当社と特別な利害関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度において就任以降開催の取締役会5回のうち3回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である金良姫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(ii) 取締役 布村 洋一

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

布村洋一氏は、㈱クラスコンサルティングの代表取締役社長を兼任しており、当社と特別な利害関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度において就任以降開催の取締役会5回のうち5回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である布村洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(iii) 取締役 田中 久信

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度において就任以降開催の取締役会5回のうち5回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である田中久信氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(iv) 取締役 齋藤 正和

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

齋藤正和氏は齋藤正和法律事務所代表を兼任しており、同社は当社と特別な利害関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

齋藤正和氏は、株式会社オーテック社外監査役及びエコナックホールディングス株式会社社外取締役であります。なお当社と株式会社オーテック及びエコナックホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度において就任以降開催の取締役会5回のうち5回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である齋藤正和氏との間で、同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(v) 監査役 大箸 郁夫

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度において就任以降開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また当事業年度において就任以降開催の監査役会14回のうち14回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役である大箸郁夫氏との間で、同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(vi) 監査役 戸谷 勝壽

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動内容
当事業年度において就任以降開催の取締役会16回のうち14回に出席し、
また当事業年度において就任以降開催の監査役会14回のうち13回に出席
し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役である戸谷勝寿氏との間で、同法第427条第1項の
規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結
しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最
低責任限度額としております。

カ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(i) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

14,500千円

(ii) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

14,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、平成18年5月26日開催の取締役会において下記の通り基本方針を定めました。

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規模を遵守した行動をとるための行動規範とし設ける。その周知・徹底を図るため、経営企画室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に総括することとし、同室を中心に役職員教育を行う。また、代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、経営企画室と連携の上、コンプライアンス体制遂行の状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとする。法令上疑義のある行為等については従業員が内部監査部門への直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置・運営する。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役及び執行役員待遇従業員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役並びに内部監査部門は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標を定め、当社及び当社子会社に周知する。また、社内規程に基づく会社の権限分配・意思決定ルールによる権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業連会議の効率化を実現するシステムを構築する。

(v) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えて、当社経営企画室はこれらを横断的に推進し、管理する。また、グループ企業間との緊密な連絡体制の構築とグループ経営会議を開催し、担当部門より取締役会及び監査役会への報告を行う。

(vi) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の使用人を監査役との連絡事務局とし、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その結果を監査役会に報告するものとする。

(vii) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、内部監査部門長等の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の任命、異動等については、常勤監査役の同意を得た上で決定するものとする。

(viii) 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または内部監査部門の使用人は、監査役会に対して、取締役会や当社経営会議、グループ経営会議等の法定の事項に加え、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(ix) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長及び内部監査部門との間の定期的な会合を設定するとともに、連絡を密にすることで適宜課題抽出・解決案策定等の意見交換を行う。また、監査役会は会計監査人と、定期的な情報交換等の連携を図り会計監査人より会計監査内容の説明を受ける。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	367,807	流動負債	318,061
現金預金	269,702	買掛金	47,589
売掛金	37,951	未払金	197,462
未収入金	341	前受金	257
商品等	19,229	預り金	4,272
繰延税金資産	25,607	未払法人税等	12,319
その他	14,975	賞与引当金	16,827
固定資産	915,861	その他	39,332
有形固定資産	812,182	固定負債	163,335
建物及び構築物	444,642	繰延税金負債	307
土地	270,252	退職給付に係る負債	124,730
その他	97,287	その他	38,297
無形固定資産	13,335	負債合計	481,396
ソフトウェア	13,335	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	90,343	株主資本	801,629
投資有価証券	59,663	資本金	455,091
長期貸付金	20,750	資本剰余金	186,500
長期化営業債権	102,550	利益剰余金	172,055
破産更生債権等	754	自己株式	△12,016
その他	30,680	その他の包括利益累計額	642
貸倒引当金	△124,054	その他有価証券評価差額金	642
資産合計	1,283,669	純資産合計	802,272
		負債及び純資産合計	1,283,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	千円 2,535,373
売 上 原 価	1,015,871
売 上 総 利 益	1,519,501
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,467,739
営 業 利 益	51,761
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	662
賞 与 引 当 金 戻 入 額	5,697
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	20,000
そ の 他	7,326
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	48
敷 金 償 却	360
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,091
そ の 他	81
経 常 利 益	77,865
特 別 利 益	
債 務 免 除 益	1,890
受 取 保 険 金	8,876
そ の 他	74
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13,458
固 定 資 産 除 却 損	13,049
減 損 損 失	306
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	61,891
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,566
法 人 税 等 調 整 額	13,392
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	39,932
当 期 純 利 益	39,932

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
株主資本	
資本金	
当期首残高	401,091
当期変動額	
新株の発行	54,000
当期変動額合計	54,000
当期末残高	455,091
資本剰余金	
当期首残高	132,500
当期変動額	
新株の発行	54,000
当期変動額合計	54,000
当期末残高	186,500
利益剰余金	
当期首残高	132,584
当期変動額	
当期純利益	39,932
自己株式処分差損	△462
当期変動額合計	39,470
当期末残高	172,055
自己株式	
当期首残高	△12,368
当期変動額	
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
当期変動額合計	352
当期末残高	△12,016

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
	千円
株主資本合計	
当期首残高	653,807
当期変動額	
新株の発行	108,000
当期純利益	39,932
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
自己株式処分差損	△462
当期変動額合計	147,822
当期末残高	801,629
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	642
当期末残高	642
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	642
当期末残高	642
純資産合計	
当期首残高	653,807
当期変動額	
新株の発行	108,000
当期純利益	39,932
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
自己株式処分差損	△462
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	148,464
当期末残高	802,272

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連 結 注 記 表

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 合計 3 社
(国内 3 社)

連結子会社の名称

株式会社サボテンパークアンドリゾート

株式会社伊豆四季の花・海洋公園

株式会社FLACOCO

- (2) 非連結子会社 …………… 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 …………… 0 社

持分法適用関連会社数の増減

(増加) 0 社

(減少) 0 社

- (2) 持分法不適用非連結子会社及び関連会社数 … 0 社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

会計処理基準に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

その他有価証券

時価のあるもの—連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの—移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 移動平均法 ただし一部の子会社につきましては個別法による原価法

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降の取得の建物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当連結会計年度末自己都合要支給額としております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	498,154千円
2. 保証債務	
下記の連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	
スイート・ベイジル株式会社	123,354千円
3. 担保に供している資産	
土地	269,655千円
建物及び構築物	3,721千円
計	273,376千円

上記の資産は、取引先の借入金の物上保証に供しております。

連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,496,537	2,000,000	—	28,496,537

（変動事由の概要）

増加数の主な内容は、次の通りであります。

第三者割当による新株式の発行による増加 2,000,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、他に貸付けを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。これについては時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また取引先企業に対して長期貸付けを行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、短期的な運転資金を目的としたものであり、1年以内返済予定のものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	269,702	269,702	—
(2) 売掛金	37,951	37,951	—
(3) 投資有価証券	59,663	59,663	—
(4) 長期貸付金	20,750		
貸倒引当金 (※1)	△20,750		
	—	—	—
資産計	367,316	367,316	—
(1) 買掛金	47,589	47,589	—
負債計	47,589	47,589	—

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、主に株式は取引所の価格によっております。また、その他有価証券における取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	当連結会計年度（平成27年3月31日）			
	種類	取得原価 （千円）	連結貸借対照表 計上額（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	13,142	14,091	949
	小計	13,142	14,091	949
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		13,142	14,091	949

(4) 長期貸付金

貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値で算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済するものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当連結会計年度末において、取引残高はありません。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報注記

1. 1株当たり純資産額	28円17銭
2. 1株当たり当期純利益	1円42銭

重要な後発事象に関する注記

共通支配下の取引等

当社の連結子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートと株式会社伊豆四季の花・海洋公園は、平成27年4月24日に締結された合併契約に基づき、株式会社サボテンパークアンドリゾートが株式会社伊豆四季の花・海洋公園を平成27年7月1日付で吸収合併する予定です。

- (1) 合併当事企業の名称及びその事業内容
(吸収合併存続会社)

名称 株式会社サボテンパークアンドリゾート

事業内容 伊豆シャボテン公園、伊豆ぐらんぱる公園、伊豆高原旅の駅ぐらんぱるボートの運営及びこれに付帯する事業

(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社伊豆四季の花・海洋公園

事業内容 伊豆四季の花公園、伊豆海洋公園の運営及びこれに付帯する事業

- (2) 企業結合日 平成27年7月1日
(3) 企業結合の法的形式

株式会社サボテンパークアンドリゾートを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊豆四季の花・海洋公園は解散いたします。

- (4) 結合後の企業の名称

名称 株式会社サボテンパークアンドリゾート

- (5) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループのコア事業であるレジャー事業について経営資源を集中し、業務の集約をはかり経営スピードを高めることによってさらなる収益拡大を目指していくためであります。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 佐 木 敬 昌 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象には、当社の連結子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートと株式会社伊豆四季の花・海洋公園は、平成27年4月24日に締結された合併契約書に基づき、株式会社サボテンパークアンドリゾートが株式会社伊豆四季の花・海洋公園を平成27年7月1日付で吸収合併する予定である旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	44,770	流動負債	39,780
現金預金	16,618	買掛金	86
売掛金	231	未払金	15,412
前払費用	656	未払法人税等	5,004
短期貸付金	15,445	未払費用	959
その他	11,818	前受金	14,580
固定資産	498,495	預り金	1,141
有形固定資産	202,021	賞与引当金	860
建物及び構築物	200,204	その他	1,735
工具器具備品	551	固定負債	4,467
土地	1,265	繰延税金負債	307
投資その他の資産	296,473	退職給付引当金	4,160
投資有価証券	54,291	負債合計	44,247
関係会社株式	169,683	純 資 産 の 部	
長期貸付金	62,554	株主資本	498,375
長期化営業債権	81,670	資本金	455,091
敷金・保証金	9,640	資本剰余金	186,500
その他	1,058	資本準備金	186,500
貸倒引当金	△82,425	利益剰余金	△131,199
		その他利益剰余金	△131,199
		繰越利益剰余金	△131,199
		自己株式	△12,016
		評価・換算差額等	642
		その他有価証券評価差額金	642
		純資産合計	499,018
資産合計	543,266	負債及び純資産合計	543,266

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売 上 高		201,965
売 上 原 価		14,375
売 上 総 利 益		187,589
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		254,519
営 業 損 失		66,930
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,857	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	20,000	
そ の 他	384	31,241
営 業 外 費 用		
敷 金 償 却	360	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,000	
そ の 他	33	9,393
経 常 損 失		45,082
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	1,890	1,890
特 別 損 失		
減 損 損 失	306	306
税 引 前 当 期 純 損 失		43,498
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,211
当 期 純 損 失		44,710

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
株主資本	
資本金	
当期首残高	401,091
当期変動額	
新株の発行	54,000
当期変動額合計	54,000
当期末残高	455,091
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	132,500
当期変動額	
新株の発行	54,000
当期変動額合計	54,000
当期末残高	186,500
資本剰余金合計	
当期首残高	132,500
当期変動額	
新株の発行	54,000
当期変動額合計	54,000
当期末残高	186,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
当期首残高	△86,026
当期変動額	
当期純損失	△44,710
自己株式処分差損	△462
当期変動額合計	△45,172
当期末残高	△131,199
利益剰余金合計	
当期首残高	△86,026
当期変動額	
当期純損失	△44,710
自己株式処分差損	△462
当期変動額合計	△45,172
当期末残高	△131,199

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
	千円
自己株式	
当期首残高	△12,368
当期変動額	
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
当期変動額合計	352
当期末残高	△12,016
株主資本合計	
当期首残高	435,196
当期変動額	
新株の発行	108,000
当期純損失	△44,710
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
自己株式処分差損	△462
当期変動額合計	63,179
当期末残高	498,375
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	642
当期末残高	642
評価・換算差額等合計	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	642
当期末残高	642

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

科 目	金 額
純資産合計	千円
当期首残高	435,196
当期変動額	
新株の発行	108,000
当期純損失	△44,710
自己株式の取得	△165
自己株式の処分	517
自己株式処分差損	△462
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	642
当期変動額合計	63,821
当期末残高	499,018

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

該当事項はありません。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

③ その他有価証券

時価のあるもの一決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの一移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降の取得の建物については定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が、300名未満でありますので、簡便方法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末自己都合要支給額としております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

貸借対照表注記

1. 関係会社に対する資産及び負債

売掛金	223千円
短期貸付金	15,445千円
未収収益	11,806千円
長期貸付金	62,554千円
未払金	1,538千円
前受金	14,580千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

205,576千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

スイート・ベイジル株式会社	123,354千円
---------------	-----------

損益計算書注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

201,121千円

営業取引以外の取引高

営業外収益

10,846千円

株主資本等変動計算書注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,013	1,710	810	19,913

(注) 1. 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡によるものであります。

税効果会計注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位: 千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	95,588
投資有価証券評価損	202,208
繰越欠損金	3,856,497
その他	5,899
繰延税金資産小計	<u>4,160,193</u>
評価性引当額	<u>△4,160,193</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	<u>△307</u>
繰延税金負債合計	<u>△307</u>
繰延税金負債の純額	<u>△307</u>

関連当事者との取引注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社サポテンパークアンドリゾート	静岡県伊東市	95百万円	テーマパークの経営受託業務、イベント企画等	直接 100.0%	兼任 1名	資金融資 営業上の取引	経営指導料 (注)1 142,666 不動産の賃貸(注)2 34,285 資金の貸付 178,500 貸付金利息 (注)3 10,730	売掛金 短期貸付金 未収収益 長期貸付金 未払金 前受金	223 15,445 11,806 62,554 1,267 13,500	
子会社	株式会社伊豆四季の花・海洋公園	静岡県伊東市	51百万円	テーマパークの経営受託業務、イベント企画等	直接 100.0%	兼任 一	営業上の取引	経営指導料 (注)1 24,000 貸付金利息 (注)3 116	未払金 前受金	271 1,080	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、相手会社との交渉のうえ、役務の提供に見合う価格になっております。なお取引金額については、消費税等は含まれておりません。
- (注) 2. 専門家である第三者等の公正な価格を考慮した上で決定しております。
- (注) 3. 市場金利を勘案して利率を決定しております。

1株当たり情報注記

1. 1株当たり純資産額 17円52銭
2. 1株当たり当期純損失 1円59銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
取締役会 御中

K D A 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 佐 木 敬 昌 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 園 田 光 基 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

平成27年5月26日

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 大 月 将 幸 ㊞
監査役（社外監査役） 大 箸 郁 夫 ㊞
監査役（社外監査役） 戸 谷 勝 壽 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の主たる事業であるレジャー事業により注力していくことを名実ともに表すことを目的として、当社商号の変更を実施するものであります。

また、第4号議案に上程いたしましたとおり、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものです。これに伴い、条文の繰り下げも行います。

なお、商号変更につきましては、附則により平成27年7月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社と称し、英文では Social Ecology Project Co.,Ltd とする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は、伊豆シャボテンリゾート株式会社と称し、英文では <u>Izu Shaboten Resort Co.,Ltd</u> とする。</p> <p>附則 第1条(商号)の変更は、平成27年7月1日から実施する。なお、本附則は、<u>第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第31条 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる</u></p> <p>2. <u>補欠監査役</u>の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。</p> <p>3. <u>補欠監査役</u>の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変 更 案
<p>(任期) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期) 第32条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>第31条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。ただし、補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>第32条～第45条 (記載省略)</p>	<p>第33条～第46条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役北本幸寛氏、鈴木公一氏、金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏及び齋藤正和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。あらためて取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1	北本幸寛 (昭和45年6月14日生)	平成12年8月 ㈱ハートライン代表取締役就任(現任) 平成19年6月 ㈱クオーツ取締役就任 平成20年9月 ㈱クオーツ取締役退任 平成26年11月 当社代表取締役社長就任(現任) 【重要な兼職の状況】 ㈱サボテンパークアンドリゾート 取締役 ㈱FLACOCO 取締役	0株
2	鈴木公一 (昭和47年2月4日生)	平成13年11月 ㈱アクセス入社 平成16年11月 ㈱アクセス退社 平成20年4月 ㈱ハートライン取締役就任(現任) 平成26年11月 当社取締役就任(現任)	1,000株
3	金良姫 (昭和48年12月6日生)	平成22年5月 KYJ&CO. ㈱代表取締役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	0株
4	布村洋一 (昭和37年7月7日生)	平成21年7月 ㈱クラスコンサルティング代表取締役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	500株
5	田中久信 (昭和33年7月9日生)	昭和40年3月 警視庁入庁 平成18年4月 警視昇任 平成19年3月 警視庁退職 平成19年4月 ㈱高島屋入社 平成24年5月 ㈱高島屋退職 平成24年6月 黒潮総合法律事務所相談役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	0株
6	齋藤正和 (昭和26年5月8日生)	昭和58年4月 弁護士登録 昭和58年4月 松下照雄法律事務所入所 昭和62年4月 齋藤正和法律事務所開設同事務所代表(現任) 平成24年6月 ㈱オーテック社外監査役就任(現任) 平成26年6月 エコナックホールディングス㈱社外取締役就任(現任) 平成26年11月 当社社外取締役就任(現任)	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏及び齋藤正和氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由

金良姫氏は、既に約6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

布村洋一氏は、既に約6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

田中久信氏は、既に約6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立つて適切な意見をいただいております、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

齋藤正和氏は、既に約6ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立つて適切な意見をいただいております、また弁護士としての豊富なキャリアに基づく法律に関する専門知識を当社の経営に反映して頂くことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏、齋藤正和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とし、本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大月将幸氏は、本総会最終の時をもって任期満了となります。また、監査役戸谷勝壽氏は、本総会最終の時をもって辞任いたします。あらためて監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、結城昭二氏は戸谷勝壽氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
1	大月将幸 (昭和45年12月6日生)	平成7年3月 公認会計士登録 平成17年10月 弁護士登録 平成22年1月 中央弁護士法人設立代表社員就任(現任) 平成22年6月 当社取締役就任 平成23年2月 当社代表取締役会長就任 平成23年6月 当社監査役就任(現任) 【重要な兼職の状況】 中央弁護士法人 代表社員	1,000株
2	結城昭二 (昭和25年8月27日生)	平成27年2月 ㈱コンディショニングサポート取締役就任(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 結城昭二氏は、社外監査役候補者であります。

3. 大月将幸氏は、当社代表取締役会長としての経験と、弁護士、公認会計士としての豊富なキャリアに基づく経営に関する専門知識を当社監査体制に生かしていただきたく、引き続き監査役として就任をお願いするものであります。

4. 結城昭二氏は、企業経営の豊富なキャリアに基づく経営に関する専門知識を当社監査体制に活かして頂きたく、監査役として就任をお願いするものであります。

5. 候補者結城昭二氏が選任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として白石孝誼氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、白石孝誼氏の補欠の社外監査役としての選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものとしたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式の数
白石孝誼 (昭和19年8月16日生)	平成18年11月 白石都市開発(株)代表取締役就任(現任) 平成19年6月 当社監査役就任 平成22年6月 当社監査役退任	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白石孝誼氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 白石孝誼氏は、当社監査役としての経験と、企業経営の豊富なキャリアに基づく経営に関する専門知識を当社監査体制に活かして頂きたく、監査役として就任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。白石孝誼氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び、第239条の規定に基づき、下記の要領により当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件につきご承認をお願いするものであります。

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する士気や意欲を高め、現在いる優秀な人材の維持を図ることを目的として、特に有利な条件を持って発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社関係会社の取締役、監査役、及び従業員に割当てるものとしたします。なお、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を付与することは、ストック・オプションの目的で付与するものであり、会社法第361条第1項第3号及び第387条第1項の報酬等にそれぞれ該当するものと存じます。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式1,460,000株を上限とする。このうち、取締役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は50,000株を上限とし、監査役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は20,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整する(1株未満の端数は切り捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についてこれを行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

② 新株予約権の数

14,600個を上限とする。なお、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に行使により発行または移転する株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

ただし、その金額が割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が

新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日より平成34年6月30日までとする。ただし、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）と当社との間で個別に締結される新株予約権割当契約により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から上記1に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の取得条項

1. 新株予約権者が下記（4）に定める行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
2. 以下の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）または（オ）の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（イ）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

（ウ）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（エ）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（オ）新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式の取得について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件を元に、ブラックショールズモデルを用いて算定される額とする。

⑨ 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役 1名 500個 当社監査役 1名 200個

当社従業員 5名 1150個

当社子会社の取締役 5名 2100個

当社子会社の従業員 28名 10650個

⑩ その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容の決定については、取締役会に委任する。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

(4) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使の際に、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権を相続する。

③その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当日その他の新株予約権の募集事項については、取締役会に一任する。

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区南青山七丁目1番5号
島根イン青山
「パインコート」の間
T E L 03-3797-3399 (代表)

- 交通機関
- ・地下鉄銀座線・表参道駅下車
(渋谷ー浅草)
 - ・地下鉄千代田線・表参道駅下車
(取手ー本厚木)
 - ・地下鉄半蔵門線・表参道駅下車
(押上ー中央林間)

